

## 令和8年第4回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長桐澤いづみは、令和8年4月20日付を以って、同4月28日午後3時00分から鹿嶋市役所3階301会議室において、第4回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

### 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名人の選任について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 現況確認証明願（非農地証明）について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議案第6号 鹿嶋市地域計画の変更について

第4 報告第1号 農地法第3条の規定による買受適格証明願に係る許可指令書の交付について（公売）

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農用地利用集積等促進計画の認可について

出席委員（13名）

1番	出頭勝美君	2番	笹本真由美君
3番	清宮茂信君	5番	山本清治君
6番	大槻勝敏君	7番	橋本正君
8番	今村太一君	11番	野口嘉徳君
12番	大川喜美君	13番	日向寺正志君
14番	桐澤いづみ君	15番	田口茂君
16番	谷田川延秀君		

欠席委員（1名）

10番 笠貫順一君

事務局職員出席者（4名）

事務局長兼課長	飯塚俊行
事務局課長補佐	飯島優
事務局主幹	出頭隆一
事務局主幹	小林優真

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長	寺下暢彦
--------	------

## 会 議 の 経 過

(開会 午後3時00分)

議 長 ただいまの出席委員は、13名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

それでは、令和8年第4回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 本日の欠席委員でございますが、10番笠貫順一君より欠席する旨、届出がございました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。

最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に、日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

7番橋本正君、11番野口嘉徳君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に日程3、議案第1号ないし議案第6号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ逐次報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局員出頭隆一君。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

番号1についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事

由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、耕運機1台、農作業に従事する日数は年間190日、農地の所有につきましては、自作地約118アール、貸付地約49アールでございます。申請地の作付け計画は、キャベツを予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号2についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台、トラック3台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約17アールでございます。申請地の作付け計画は、キュウリ、ジャガイモ、ダイコンを予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます

番号3についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、耕運機1台、トラック1台、軽トラック1台、農作業に従事する日数は年間200日、農地の所有につきましては、自作地約201アール、貸付地約30アールでございます。申請地の作付け計画は、ピーマン、ほうれん草を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号4についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、耕運機1台、出植機2台、農作業に従事する日数は年間200日、農地の所有につきましては、自作地約143アールでございます。申請地の作付け計画は、キャベツを予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号5についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事

由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、田植機1台、軽トラック1台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約68アールでございます。申請地の作付け計画は、ニンニクを予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号6についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約114アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号7についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター4台、芋堀機3台、つる狩機3台、トラック4台、軽トラック1台、フォークリフト1台、農作業に従事する日数は年間300日、農地の所有につきましては、自作地約413アール、借入地約954アールでございます。申請地の作付け計画は、甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号8についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラック1台、軽トラック2台、フォークリフト1台、管理機2台、農作業に従事する日数は年間300日、農地の所有につきましては、自作地約147アール、借入地約1762アールでございます。申請地の作付け計画は、蓮根を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

議 長 番号1明石地内案件について、2番笹本真由美君。

2番 はい、2番笹本です。農地法第3条の規定による許可申請番号1の現地調査の結果をご報告いたします。調査日は4月24日金曜日でございます。現地を確認したところ申請書に何ら問題はないと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ご苦労様でした。次に番号2小山地内案件及び番号3荒野地内案件について、7番橋本正君。

7番 はい、7番橋本です。番号3に関しましては、申請者は●●●●●の理事でもあり、専業農家の経営者でありますので何ら問題はありません。先々月にも両サイドの土地も取得しており、今回は手続き上の問題で遅くなってしまっただけです。

次に番号2に関しましては、以前借受者が見つかり一度貸したのですが、ハウス3棟で経営がうまくいかなかったのか耕作が悪かったのか途中で断念いたしまして解約してしまった土地であります。隣の地主さんが購入したいとのことなんです。

議 長 補足します。ちなみに番号2は経営がうまくいかなかったということではなく、面積を増やしたいがなかなかこの周辺で農地が見つからないということをつくば市で広く借りることができ、引っ越したという経緯があります。

議 長 次に番号4下津地内案件について、2番笹本真由美君。

2番 はい、2番笹本です。農地法第3条の規定による許可申請番号4の現地調査の結果をご報告いたします。調査日は4月24日金曜日でございます。現地を確認したところ何ら問題はないと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ご苦労さまでした。次に番号5荒野地内案件について7番橋本正君。

7番 はい、7番橋本です。私はここ10年来耕作されているところを見たことがない場所です。国道より20メートル位高い高台にありまして、周辺は地図を見てのとおり別荘やよそから来た永住者がほとんどです。申請者が努力してどうしても作るというのであれば何とかなると思いました。現在は、1回位草を刈った状態で、見た感じは雑地ですね。以上です。

議 長 ご苦労様でした。次に番号6奈良毛地内案件について及び番号7中地内案件について15番田口茂君。

15番 はい、15番田口です。番号6番、7番何れも4月25日土曜日に現地を確認に行きました。6番については特に問題はないのですが、立札が立っていますが面積からいってどの場所かが分かりにくかった、広い中に半分くらいが今回売買なのかなという見方をしています。

番号7については、●●●さんからの照会で専門にサツマイモを耕作している●●●●さんに照会しまして売買につながったということです。隣の●●●さんが作ることによって利用価値が高まるということで、以上です。

議 長 ご苦労様でした。次に番号8鉢形地内案件について、1番出頭勝美君にお願いします。

1番 はい、1番出頭です。現地調査は26日に行いました。前にハスを作った跡がありましたが、耕作するのに問題はないと思いますので、皆様のご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告についてご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」番号1ないし番号8については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令

との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されており、東京電力パワーグリッド株式会社より接続契約のご案内及び小売電気事業者との電力受給契約書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。地域計画区域につきましては、令和8年4月6日付けで除外されております。

続きまして番号2について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されており、東京電力パワーグリッド株式会社との接続契約に係る電子申請照会画面の写し及び小売電気事業者との電気売買に係る意向書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。地域計画区域につきましては、令和8年4月6日付けで除外されております。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

6番大槻勝敏君。

6番 はい、6番大槻です。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、4月17日金曜日でございます。調査委員につきましては、今村会長代理、山本委員そして私と事務局より飯島課長補佐、小林主幹の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号2につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

15番 はい、議長。

議長 15番田口茂君。

15番 はい、15番田口です。今の報告の通りですが、補足として番号1につきましては、こちらに記載のとおり雑種地になっており草が生えたまま耕作されていない状況になっております。番号2についても休耕状態というか、両隣りはもう太陽光発電施設になっている状況で特に問題ないと思います。以上です。

議長 ほかにご質問ございませんか。

議長 それではお諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」番号1及び番号2については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、ご説明いたします。

はじめに番号1でございます。目的は砂利採取一時転用による期間延長の変更申請です。申請者、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。変更理由ですが、許可書の期間が令和7年5月8日から令和8年5月7日までとなっておりましたが、製品の出荷減少等により予定どおり進まなかったため、認可日から令和9年5月7日まで、期間を延長する申請であります。関係書類については、鹿嶋市施設管理課へ大型車両通行にかかる市道使用許可申請書の写し及び令和8年3月13日付けで受付されております茨城県鹿行県民センターへ提出した「採取計画認可申請書」写しが添付されております。その他施設の概要、被害防除等の変更はありません。

続きまして番号2でございます。目的は砂利採取一時転用による期間延長の変更申請です。申請者、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。変更理由ですが、許可書の期間が令和7年6月1日から令和8年5月31日

までとなっておりましたが、製品の出荷減少等により予定どおり進まなかったため、認可日から令和9年5月31日まで、期間を延長する申請であります。関係書類については、鹿嶋市施設管理課へ大型車両通行にかかる市道使用許可申請書の写し及び令和8年3月13日付けで受付されております茨城県鹿行県民センターへ提出した「採取計画認可申請書」写しが添付されております。その他施設の概要、被害防除等の変更はありません。

続きまして番号3でございます。目的は砂利採取一時転用による期間延長の変更申請です。申請者、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。変更理由ですが、許可書の期間が令和7年5月28日から令和8年5月27日までとなっておりましたが、製品の出荷減少等により予定どおり進まなかったため、認可日から令和9年5月27日まで、期間を延長する申請であります。関係書類については、鹿嶋市施設管理課へ大型車両通行にかかる市道使用許可申請書の写し及び令和8年3月27日付けで受付されております茨城県鹿行県民センターへ提出した「採取計画認可申請書」写しが添付されております。その他施設の概要、被害防除等の変更はありません。

続きまして番号4でございます。目的は砂利採取一時転用による期間延長の変更申請です。申請者、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。変更理由ですが、許可書の期間が令和7年6月27日から令和8年6月26日までとなっておりましたが、製品の出荷減少等により予定どおり進まなかったため、認可日から令和9年6月26日まで、期間を延長する申請であります。関係書類については、鹿嶋市施設管理課へ大型車両通行にかかる市道使用許可申請書の写し及び令和8年3月27日付けで受付されております茨城県鹿行県民センターへ提出した「採取計画認可申請書」写しが添付されております。その他施設の概要、被害防除等の変更はありません。

最後に番号5でございます。目的は砂利採取一時転用による期間延長の変更申請です。申請者、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。変更理由ですが、許可書の期間が令和7年6月11日から令和8年5月8日までとなっておりましたが、製品の出荷減少等により予定どおり進まなかったため、認可日から令和9年5月8日まで、期間を延長する申請であります。関係書類については、鹿嶋市施設管理課へ大型車両通行にかかる市道使用許可申請書の写し及び令和8年3月13日付けで受付されております茨城県

鹿行県民センターへ提出した「採取計画認可申請書」写しが添付されております。その他施設の概要、被害防除等の変更はありません。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

6番大槻勝敏君。

6番 はい、6番大槻です。議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」現地調査した結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号5につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ申請内容等、特に問題ないことから承認できるものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

1番 はい、議長。

議長 1番出頭勝美君。

1番 1番出頭です。番号3ですが、私の自宅近くの農道の十字路を入るので右側の角の舗装が剥がれて穴が開いた状態です。壊れた段階で補修するように指導していただきたい。以上です。

議長 事務局に説明を求めます。

事務局 今回事業を行っている業者に補修等の連絡をさせて頂きたいと思っております。

また、施設管理課にも連絡したいと思っております。

議長 ほかにご意見ご質問等ございませんか。

7番 はい、議長。

議長 7番橋本正君。

7番 はい、7番橋本です。私も勉強不足なので参考までに質問いたします。一

時転用には期間何年でも延長できるのですか。その辺をお聞きしたいです。

議長 事務局に説明を求めます。

事務局 一時転用ですが、通常ですと例えば資材置場ですと3年おきに更新の年限

があつたりしますが、今回、全部砂利採取でして砂利採取の場合1年以内となりますので、1年ごとの期間延長が認められるところでございます。この中で3回、4回と期間延長している事業もございますので、ご指摘のとおり複数回延長しているものもございます。

以上でございます。

議 長 橋本委員よろしいですか。

7番 はい。県の許可なのでこちらで何かしても意味はないと思いますが。

事務局 こちらの方で回数を制限するというのをしても県の方で許可してしまうと状態にはなってしまうと思います。

議 長 ほかにご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第3号については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」番号1ないし番号5については、申請のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局員出頭隆一君。

事務局 議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」ご説明いたします。

番号1についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期、及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化区域の農地で、平成2年頃から宅地として利用されておりますが、登記上の地目が畑となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、建築年平成2年の家屋が記載された「令和7年度固定資産税評価証明書」が添付されております。

番号2についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期、及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記

載のとおりでございます。本件土地については、市街化区域の農地で、平成4年頃から宅地として利用されておりますが、登記上の地目が畑となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、建築年平成4年の家屋が記載された「令和7年度固定資産税公課証明書」が添付されております。

以上でございます。

議長 なお、鹿嶋市農業委員規則第38第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

6番大槻勝君。

6番 はい、6番大槻です。議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」現地調査の結果をご報告いたします。

調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。

願出人、願い出に係る土地、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1及び番号2につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、願い出のとおり非農地に認められると判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いたします。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第4号については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）」番号1及び番号2については、願い出のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を付議いたします。なお、3番清宮茂信君は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項の議事については、その議事に参与することができない」と定められておりますので、議案終了までお待ちいただき、

審議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地 利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和8年4月10日付け、鹿嶋市長職務代理者鹿嶋市副市長より農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長寺下暢彦君。

課長 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

まず、貸借期間3年～5年の土地についてご説明致します。田の再設定について2筆面積は1,588平方メートルとなっております。次に貸借期間6年～10年の土地についてご説明致します。まず新規ですが、田について10筆19,094平方メートル、畑について11筆19,383平方メートル、合計21筆38,477平方メートルとなっております。次に再設定ですが、まず田について188筆248,049平方メートル、畑について14筆39,970平方メートル、合計202筆の288,019平方メートルとなっております。新規・再設定の田の小計は198筆267,143平方メートル、畑の小計は25筆59,353平方メートルで、小計223筆326,496平方メートルとなっております。次に貸借期間3年～5年と6年～10年の合計についてご説明致します。まず新規について、田の合計は10筆19,094平方メートル、畑の合計は11筆の19,383平方メートル、合計21筆の38,477平方メートルとなっております。次に再設定ですが、田の合計は190筆249,637平方メートル、畑の合計は14筆の39,970平方メートル、合計として204筆289,60

7平方メートルとなっております。これら新規と再設定の合計ですが、田については合計200筆268,731平方メートル、畑については合計25筆の59,353平方メートル、合わせて328,084平方メートルとなっております。

なお、今議案におきまして利用権設定されている多くの田の面積についてですが、対象区域の地目について、登記上は田となっておりますが、現在はその登記地目の形状のまま転作が行われているのが実態でございます。具体的には、水田における稲作ではなく、転作によりそばや大豆の作付けに供されております。一見すると畑のようになっておりますが、促進計画上は地目に基づき田として集計されております。特に資料の37ページ以降において、件数の多い●●●●氏の案件につきましては、所有地が小宮作の特定の場所に密集しており、そのエリア全体において大豆やそばを栽培しているため、再設定において数字上の面積が大きく反映されていることが原因となっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長 ご苦労様でした。ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画」(案)は、原案のとおり承認することと決定いたします。

ただいま、議案第5号については審議終了いたしましたので、3番清宮茂信君に対する議事参与の制限を解除いたします。

議 長 次に、議案第6号「鹿嶋市地域計画の変更について」を付議いたします。農林水産課に説明を求めます。

課長寺下暢彦君。

議 長 議案第6号「地域計画の変更について」ご説明いたします。

今回変更される地域計画の変更は、記載の4地区となります。計画変更の内容は、区域内面積の変更となります。まず鹿島2地区ですが、畑0.28

ヘクタールを減少し、区域内面積を150.7ヘクタールに変更となります。変更する理由については、地区におきまして農地転用の事案が生じたためでございます。48ページをお開き願います。鹿島2地区におきましては太陽光発電施設が転用目的となっております。

次に大野4地区ですが、田0.17ヘクタール、畑0.30ヘクタールを減少し、区域内面積を308.6ヘクタールに変更となります。変更する理由については、こちらも地区において農地転用の事案が生じたためでございます。48ページをお開き願います。大野4地区におきましても同様に太陽光発電施設が転用目的となっております。

次に大野5地区ですが、畑0.20ヘクタールを減少し、区域内面積を305.6ヘクタールに変更となります。変更する理由については、こちらも地区において農地転用の事案が生じたためでございます。48ページをお開き願います。第5地区におきましても同様に太陽光発電施設が転用目的となっております。

次に大野6地区ですが、畑0.49ヘクタールを減少し、区域内面積を249.4ヘクタールに変更となります。変更する理由については、こちらも同様に農地転用の事案が生じたためでございます。48ページをお開き願います。大野6地区におきましても同様に太陽光発電施設が転用目的となっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案6号「鹿嶋市地域計画の変更について」は、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 続いて、日程第4報告第1号ないし報告第4号についてであります。

報告第1号「農地法第3条の規定による買受適格証明願に係る許可指令書の交付について」、ないし報告第4号「農用地利用集積等促進計画の認可について」は、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき、専決処分い

たしました。

この報告について、ご意見ご質問はありませんか。

議長 なければ、以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和8年第4回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時48分)

上記のとおり会議のてん末を記録し、署名する。

鹿嶋市農業委員長

---

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

---

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

---